

関東農政局入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 関東農政局における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続きの透明性を一層高めるとともに、随意契約の適正化を推進するため、関東農政局に入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東農政局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 関東農政局に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものに関し、その入札及び契約（変更契約を含む。）手続きの運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因となるもの

ロ 国の行為を秘密にする必要があるもの

ハ 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるもの

ニ 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるもの

ホ 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるもの

ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないもの

(2) 前号の対象契約のうち、委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情及び「請負工事成績評定要領」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）の第11に規定する苦情及び「関東農政局の指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月30日付け18経第625号（経）関東農政局長通知）第8に規定する再苦情（以下「再苦情」と総称する。）の処理を行うとともに、再苦情を受けた者が講じようとする措置の概要について報告を受けること。

(4) 「関東農政局公正入札等調査委員会設置要領」（平成23年3月31日付け22関総務第801号（会））別添の関東農政局談合情報マニュアル（以下「談合マニュアル」という。）第7-2（1）に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受けること。

(5) 委員は、談合マニュアル第7に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続きの取扱いについて意見を行う。

(委員会の構成等及び事務局)

第3条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者で、局長が委嘱する者をもって構成する。

- 2 委員会は、委員3人以上で組織する。
- 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。
- 7 委員会の事務局は関東農政局総務部総務課におき、同課監査官等が庶務を行うものとする。

(会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。

- (1) 定例会議は、原則として(2)の表の開催時期欄に掲げる時期に開催する。ただし、部局の業務の繁忙期に当たる場合には、その時期を外して開催することは差し支えないものとする。
- (2) 定例会議における第2条第1号の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の報告対象期間欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月 8月又は9月 11月又は12月	前年度の第3・第4四半期（10月～3月） 当該年度の第1四半期（4月～6月） 当該年度の第2四半期（7月～9月）

- (3) 定例会議への第2条第1号の報告は、別紙様式1から8までによるものとする。
- (4) 審議の対象となる事案の抽出は、委員が事前に、別紙様式1から4の中から委員会が定める方法により行うものとする。
- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
なお、再苦情の申立は、再苦情申立書（別紙様式9）を提出して行うものとする。
- 3 会議は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を大臣官房参事官（経理）に報告するものとする。
- 3 局長は、第2項に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 4 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（再苦情処理）

- 第6条 再苦情を受ける者は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。
- 2 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の審議の依頼があった場合、再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。
なお、審議は申立者及び再苦情を受けた者からの書面に基づくほか、必要と認める方法により行うことができる。
 - 3 委員会は、第2項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を再苦情を受けた者に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
なお、当該報告は、第1項の再苦情の申立てがあった日から、おおむね50日以内に行わなければならないものとする。
 - 4 再苦情を受けた者は、第2条第3号の事務に関し、講じようとする措置の概要について、直近の会議に報告するものとする。
 - 5 再苦情を受けた者は、第2条第3号の事務に関し、以下の点に留意するものとする。
 - （1） 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げるものではないこと。
 - （2） 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意見を聴くものとする。
 - （3） 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日を含まない。）以内に行わなければならないこと。
 - （4） 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められないと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十分理解できるよう、直ちに通知するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、第2条各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

- 第8条 局長は、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。
- 2 局長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく、これを前項と同様の方法により公表する。
 - 3 局長は、審議に係る議事の概要を別紙様式10により取りまとめの上、別紙様式1から別紙様式4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なく、これを前各項と同様の方法により公表する。
 - 4 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の事務及び運営については、「関東農政局入札等監視委員会議事運営要領」及び「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）に定めるところによるものとする。

附則 この規則は、平成 6年 8月30日から施行する。

一部改定 平成 7年 7月12日

平成 8年 4月 1日

平成13年 5月25日

平成15年10月17日

平成19年12月28日

附則 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

ただし、平成20年度の第4四半期分については、なお従前の例による。

附則 この規則は、平成23年 5月17日から施行する。

ただし、平成22年度の第4四半期分については、なお従前の例による。

附則 この規則は、平成24年 4月26日から施行する。

附則 この規則は、平成24年 7月17日から施行する。

附則 この規則は、平成27年 4月 3日から施行する。

附則 この規則は、平成27年10月15日から施行する。

附則 この規則は、平成30年 1月12日から施行する。

附則	この規則は、令和	3年	3月31日	から施行する。
附則	この規則は、令和	4年	7月6日	から施行する。
附則	この規則は、令和	5年	2月1日	から施行する。
附則	この規則は、令和	7年	8月8日	から施行する。
附則	この規則は、令和	8年10月	1日	から施行する。